

年 頭 所 感

特許庁長官 及 川 耕 造



新年おめでとうございます。平成 14 年の門出にあたり、特許庁長官として知的財産政策に関する私の所感を述べさせていただきます。

21 世紀は「知恵の世紀」と呼ばれておりますが、その最初の 1 年は厳しい経済・社会状況の下での出発となりました。ただ、そのような中であって、出願数はなお着実な増加を続けております。我が国の経済・産業が活力を取り戻していくために、国民一人ひとりが知恵を出し、これを付加価値の源泉として活用していくことが求められている中で、新しい年を迎えるにあたって、このような動向は注目すべきものではないでしょうか。

知的財産権制度は、形のない情報である「知恵」に法的保護を及ぼし、その活用に関する基盤を提供するものです。新しい時代においてはその役割はますます重要になりましょう。それだけに、時代に則した制度設計や行政を行うべき者としてその責任の重さを改めて強く感じております。

90 年代以降、特許庁は、いわゆる「プロパテント（特許重視）政策」を推進し、各種の制度整備等に努め、成果をあげてまいりました。今後は、我が国の経済・社会のあり方に即し、より深く社会に根付いた知的財産権制度の構築に努めてまいらねばと考えております。

今後の課題として、まずネットワーク社会への対応を図るための特許法・商標法等の改正など、所要の法制面での施策を講じてまいります。また、弁理士法改正法案を提出し、訴訟代理権の付与を行う予定です。制度の適切な運用等を通じて、今後とも知的財産サービスを担う人材の育成・確保に努めてまいります。

さらに、革新的技術の発展への適切な対応がなされねばなりません。情報技術や生命科学等の先端分野に関しては、累次の改訂による審査基準の明確化、三極特許庁長官会合における審査基準の国際調和を始めとして、積極的に取り組んできたところですが、昨年 10 月に発足した「産業競争力と知的財産を考える研究会」では、包括的な観点から今後の知的財産制度のあり方について御検討をいただいております。本年春にはその成果をとりまとめ、提示いただくこととしており、特許庁としてはその実現に全力をあげる所存です。

次に国際面では、経済活動のグローバル化が進む中で、国際出願の急増が近時の特徴となっております。

ます。この事は、出願人の資金負担及び各国特許庁における審査負担を深刻なものとしており、WIPOの場における PCT 改革や実体ハーモの進展、各国特許庁間の協力等により負担の軽減を図るべく様々な努力が払われつつあります。今後、これらの動きを加速するよう、我が国としても先頭に立ってその具体化に努力してまいりたいと思っております。

司法面でも昨年来、権利行使の基盤である制度の整備も進められております。昨年には、司法制度改革審議会の意見書が取りまとめられ、司法制度改革推進本部が設置されました。これに即した前述の弁理士法の改正をはじめ、様々な改革にも積極的に取り組まねばならないと思っております。

さらに、近隣国を中心とした模倣品被害の拡大は、包括的な対策の実施を求めています。この面での対策は本年の最重要課題の一つとなります。

施策面の対策とともに、迅速かつ的確な審査の実現に向けた審査環境・出願環境の整備には、引き続き最大の努力を払わねばならないと思っております。幸い本年度は、近年になく多くの審査官の定員増加を実現できることとなりました。また、アウトソーシングの活用を図りながら、審査システムの整備を推進し、一層の業務の効率化を進めることとしております。出願環境については、インターネット時代に対応した電子出願フォーマットの国際標準化や、特許情報提供の高度化等、出願人の利便性の向上に努めております。

最後に、「知的創造サイクル」の重要な要素である特許流通については、昨年発足いたしました独立行政法人工業所有権総合情報館との連携の下に、引き続き取り組んでまいります。

今後とも、知的財産政策への取り組みに、多くの皆さまから御支援と御理解を賜りますようお願い申し上げます。私の年頭のご挨拶とさせていただきます。